

毎週火、金曜日発行(但休日に当りては翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 農業協同組合合併補助金交付要綱
鳥取県へき地農山漁村電気導入事業費補助金
交付要綱
昭和三十六年度第三次二等陸士、二等海士及
び二等空士の募集期間の告示

告示

鳥取県告示第四百八十六号

農業協同組合合併補助金交付要綱を次のように定める。
昭和三十六年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農業協同組合合併補助金交付要綱

(総則)

第一条 県は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百

三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあ
わせて行なう農業協同組合(以下「組合」という。)
の規模の適正化を図るため、昭和四十一年三月三十一
日までに組合相互の合併が行なわれた場合において、
合併経営計画(農業協同組合合併助成法(昭和三十六
年法律第四十八号)第二条に規定する合併経営計画を
いう。以下同じ。)を実施する事業に要する経費につ
いて、合併組合(合併後存続する組合又は合併によつ
て設立する組合をいう。以下同じ。)及び鳥取県農業
協同組合中央会(以下「中央会」という。)に対し、
予算の範囲内において補助金を交付するものとし、そ
の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十
二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」とい
う。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところ
による。

(補助の交付)

第二条 前条の規定による補助金は、次の各号に掲げる
経費について交付するものとする。

一 合併組合が、知事が適当であると認定した合併経営計画に従い、合併の日から起算して二年以内に別表に掲げる施設を改良、造成又は取得するに必要な経費（以下「施設費」という。）

二 中央会が合併組合に対し、駐在指導員を派遣して、その合併経営計画の実施につき指導を行なう場合に、合併の日から起算して一年以内の期間に係る当該指導に必要な経費（以下「駐在指導費」という。）

（補助金の額）

第三条 前条の規定により交付する補助金の額は、次の範囲内とする。

一 施設費に係る補助金にあつては、当該施設の改良、造成、若しくは取得に要する経費の三分の一に相当する額、又は合併した組合の数を十万円に乗じて得る額のいづれか低い額。

二 駐在指導費に係る補助金にあつては、当該合併組合について、駐在指導員の派遣月数（一月にみたない端数は切捨てる。）に相当する数を七千五百円に

乗じて得た額、又は中央会の当該指導に要する経費の二分の一に相当する額のいづれか低い額。

（申請書の添付書類の様式）

第四条 規則第五条の規定に基づく申請書に添付する書類の様式は、合併組合にあつては様式第一号、中央会にあつては様式第二号のとおりとする。

（状況報告書の様式）

第五条 補助金の交付の決定を受けた年度の九月三十日現在の状況報告書を、合併組合にあつては様式第三号、中央会にあつては様式第四号により、十月二十日まで知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式）

第六条 規則第十八条の規定に基づく実績報告書は、合併組合にあつては様式第一号、中央会にあつては様式第二号のとおりとする。

（提出書類の部数）

第七条 第四条及び第五条並びに第六条の規定に基づく書類は、それぞれ二部あて所轄地方農林振興局長を経

由して提出するものとする。

附 則

（別表） 補助対象施設

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

補 助 対 象 施 設	補 助 対 象 施 設	左に該当する施設名の例示
(1) 農業生産の改善を図るために必要な施設。	組合員の農業生産に関する各種の作業の機械化もしくは共同化または生産管理の適正化を図るために必要な施設。	種もみ催芽所、種付所、と場、家畜診療所、ふ卵育雛所、稚蚕飼育所、種牡畜、農機具修理所、病虫害防除器具、トラクタ
(2) 販路開拓に必要となる施設。	農産物、生産資材または生活資材の調整、運搬または保管に必要な施設。	出荷所、選果所、冷蔵施設、乾燥施設、集乳所、乳質検定器具、トラクタ、三輪車、農業倉庫、資材倉庫
(3) 加工施設。	農産物、生産資材または生活資材の加工に必要な施設。	精米麦施設、製めん施設、製パン施設、びん・かん詰施設、醸造施設、肥料配合所
(4) 業務運営の刷新に必要な施設。	合併に伴う業務調整の促進により、組合設備を必要とする施設および事務能力の向上、執務環境の改善または組合員との結合強化を図るために必要な施設。	会計機、二輪車、事務所
(5) その他鳥取県知事が認めた施設。		

(様式第一号)

昭和 年度農業協同組合合併補助金(施設費)交付申請書

番号 年 月 日

鳥取県知事

殿

住所

組合長理事 氏 名

昭和 年度において下記のとおり 農業協同組合の合併に関する施設整備事業を実施したいので、農業協同組合合併補助金交付要綱により、補助金 円の交付を申請します。
または

昭和 年度農業協同組合合併補助事業(施設整備)実績報告書

昭和 年 月 日付 号による交付決定通知に基づき、下記のとおり農業協同組合の合併に関する施設整備事業を実施したのでその実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- (1) 施設の統合整備

地区	正組合員数及び戸数	合併年月日	合併関係組合		事業費(円)	備		考
			業種	組合名		事業費	10万円×関係組合数(信用円)すでに受領した円	

- (注) イ 「地区」欄は、合併の日現在の定款により「〇〇町一円」の如く記載すること。
 ロ 「正組合員数及びその戸数」欄は、合併の日現在で記載のこと。
 ハ 「合併年月日」欄は、農協法第79条の規定による合併登記を行なった日を記載のこと。
 ニ 「業種」欄は、合併前の組合が農協法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行なう組合の場合のみ(旨)と記載のこと。

ホ 「事業費」欄は、組合が施設の統合整備に要する(または要した)経費を記載すること。

(2) 施設の統合整備の内容

施設名	補助用途	対象施設	事業費		備考
			数量及び位	内訳	

(注) イ 改良、造成または取得した土地、建物、構築物または機械装置等に区分して記載し、またそのいづれかに属する施設が2以上ある場合は、当該施設を1件ごとに(土地は個所別に、建物は1棟または増築した部分別に、その他については1件ごとに)記載すること。ただし、土地、建物、構築物以外

のものうち、内訳欄以外の各欄の記載事項がすべて同一である場合は、1件ごとに記載する必要はない。

- ロ 「施設名」欄は、土地または建物の場合は、それぞれ土または建物とその他についてはそれぞれその名称を記載すること。
- ハ 「仕様」欄は、建物の構造、建坪、構築物の構造、機械装置器具等の型式、銘柄、性能を記載すること。なお施設を改良したときは、改良の箇所、数量およびその内容をあわせて記載すること。
- ニ 「内訳」欄は、改良または造成の場合は材料費、労務費、運搬費、設計費等に区分してそれぞれの金額を記載し、取得の場合は購入の代価、運搬費等に区分してそれぞれの金額を記載すること。

3 補助事業に要する（または要した）経費および負担区分

補助事業に要する（または要した）経費	事業費負担区分			
	県費	市町村費	その他	計

4 事業完了予定（または事業完了）年月日

5 収支予算（または収支精算）

区	県	分	費	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
				(または本年度精算額)	(または本年度予算額)	
収入		計				
支出		施設				
		計				

様式第二号

昭和 年度農業協同組合合併補助金（駐在指導費）交付申請書

番号 年 月 日

鳥取県知事

殿

鳥取県農業協同組合中央会長 氏 名

昭和 年度において下記のとおり農業協同組合の合併に関する駐在指導事業を実施したので、農業協同組合合併補助金交付要綱により、補助金 円の交付を申請します。

または

昭和 年度農業協同組合合併補助金（駐在指導費）実績報告書

昭和 年 月 日付第 号による交付決定通知に基づき、下記のとおり農業協同組合の合併に関する駐在指導事業を実施したので、その実績を報告します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

合併名	合併予定 (合併年月日)	本年度の派遣期間			事業費 (円)	備 考	
		期 間 (年月日)	日 数	月 数		事業費× $\frac{1}{2}$ (円)	7,500円×月数(円)
計							

(注) 1 「月数」欄は、日数を30日で除いた数(端数は切り捨てる)を記載すること。

ロ 駐在指導費の「事業費」欄は、中央会の事業費を記載すること。

ハ 「備考」欄は、合併組合ごとに記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

補助事業に要する(または要した)経費	(円)	事業費の負担区分	
		県	その他

4 事業完了予定(または事業完了)年月日

5 収支予算(または収支精算)

区	県	分	費	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比 較	増 減
				収入	支出		

様式第三号

昭和 年度農業協同組合合併補助事業(施設整備)遂行状況報告書

番 年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

組合長理事 氏 名

昭和 年 月 日付 号による交付決定通知に基づき農業協同組合の合併に関する施設整備事業を9月30日現在において下記のとおり実施したので報告します。

記

施設名	施設整備の遂行状況

(注) 本表はすでに施設費について補助金の交付決定をした組合について記載すること。

様式第四号

昭和 年度農業協同組合併補助事業 (駐在指導) 遂行状況報告書

番号 年月日

鳥取県知事 殿

鳥取県農業協同組合中央会長 氏 名

昭和 年 月 日付 号による交付決定通知に基づき、農業協同組合の合併に関する駐在指導事業を9月30日現在において下記のとおり実施したので報告します。

記

駐在指導員派遣組合名	駐在指導員氏名	駐在指導員派遣状況

(注) 本表は駐在指導費について、補助金の交付決定をした組合について記載すること。

鳥取県告示第四百八十七号

鳥取県へき地農山漁村電気導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県へき地農山漁村電気導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、経済的に遅れており、かつ、電気に関する条件が著しく悪いため電気を導入することが困難であると認められる地域における電気導入事業を促進するため、次条に掲げる組合が実施するへき地農山漁村電気導入事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助額等)

第二条 第一条に規定する事業、経費及び補助額は、次のとおりとする。

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び水産業協同組合が五戸以上の未点灯農山漁家(以下「受益農山漁家」という。)に電気を導入する事業であつて、送電、配電施設の造成に要する資金又は電気事業者に対して負担する工事負担金の額(県以外の者の補助金若しくは寄付金の額又は当該受益農山漁家以外の受益者の負担すべき額を除く。)の受益農山漁家一戸当りの負担額が三万円をこえ九万円までの規模のものに対し、当該一戸当りの負担額から三万円を差引いた額に受益農山漁家数を乗じて得た額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第三条 規則第五条第一号及び第二号に規定する事業計画書及び収支予算は、それぞれ別記様式一号及び二号のとおりとし、その提出部数は正副二部とする。

2 申請書の提出時期は、毎年度知事が別に定める日ま

でとする。

(申請事項の変更)

第四条 規則第十一條第一項に規定する申請は、別記様式三号の事業計画変更承認申請書を正副二部を知事に提出してしなければならない。

2 規則第十一條第一項ただし書の軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

一 経費配分の変更

(ア) 総事業費の一五%をこえる増減

(イ) 送電、配電線工事の二〇%をこえる増減

(ウ) その他の経費(工事雑費及び事務雑費)の二〇%をこえる増減

(エ) 県費補助金の六〇%をこえる額の増減

二 事業内容の変更

(ア) 事業主体の変更

(イ) 施設の種類のの変更

(ウ) 電気導入区域の変更

(エ) 施設の設置場所、構造又は仕様及び材質の変更

変更

(オ) 事業量の二〇%をこえる増減

三 補助事業を中止又は廃止しようとする場合(実績報告書)

第五条 規則第十八條の実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式一号及び二号のとおりとする。

2 実績報告書の提出時期は、毎年度知事が別に定める日までとする。

(状況報告書)

第六条 補助事業は第三条及び第五条の書類のほか、別記様式四号による状況報告書を補助金の交付決定に係る年度の十二月末現在において作成し、翌年一月十五日までに知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

別記様式1号

事業計画書(又は事業実績書)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容および経費の配分 別記様式1号の(1)
- 3 事業の遂行計画(または事業の遂行実績)
 - (1) 事業主体別事業実施計画(または事業主体別事業実施成績) 別記様式1号の(2)
 - (2) 事業完了予定年月日(または事業完了年月日)

別記様式1号の(1)

事業の内容および経費の配分

事業主体の種類	電 気 導 入 の 区 域	施 設 の 設 置 場 所	受 益 戸 数		合 計
			補 助 対 象 戸 数	そ の 他 戸 数	
		農山漁家戸数			
		その他戸数			
		計			
		※入植農家戸数			
		その他戸数			
		合 計			

補助事業の内容

事業量	送配電線路延長		大時	常	低	高	圧	圧
	送配電線路延長	送配電線路延長						
送配電線路延長 ※	水力	土木	工事	費				
	送電	配電	電(受電所)	工事費				
	その他の経費(工事雑費及び事務雑費)							
	計							
	補助対象経費							
補助事業に要する 経費の配分	国	費						
	県	費						
	受益者負担金(公庫融資を含む)							
※備考 入植施設費 補助事業の経費	国	費						
	県	費						
	計							

(注) この表において、※印を付した欄は、へき地農山漁村電気導入事業費補助金と入植施設費補助金とをあわせ、必要とする場合のみ記載するものとする。

別記様式1号の(2)

事業主体別事業実施計画 (または事業実施成績)

- 1 事業主体者の名称および住所
- 2 事業目的 } または事業効果
- 3 電力事情の概要
- 4 電気導入区域の概況
 - (1) 電気導入区域および受益戸数
 - (2) 電気導入区域内の地目別面積
 - (3) 受益農山漁家の経済状況
- 5 電気導入方法の概要
- 6 配電設備の概要
- 7 資金調達計画
- 8 受益者負担予想および支払計画
- 9 その他
 - (1) 施工の方法
 - (2) 着工および竣工予定(または竣工)期日

10 添付書類

- (1) 電気導入計画概要図
- (2) 設計明細書および設計図面
- (3) 電気供給見込書

(注) (1) 計画書の様式は、農山漁村電気導入計画書様式と同じ様式とすること。
 (2) 事業成績には、4 電気導入区域の概況中 (2)電気導入区域内地目別面積 (3)受益農山漁家の経済状況、
 10 添付書類中 (3)電気供給見込書は省略する。

別記様式2号

収 支 予 算 書 (または収支精算書)

収入の部

区 分	本年度予算額 (または本年度) 精算額	前年度予算額 (または本年度) 予算額	比 較		備 考
			増	減	
へき地農山漁村電気導入施設費補助金					
県 費 補 助 金					
市 町 村 補 助 金					
地 元 負 担 金					公庫融資額を含む
受益者負担金					

そ の 他					
計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (または本年度) 精算額	前年度予算額 (または本年度) 予算額	比 較		備 考
			増	減	
工 事 費					
工 事 負 担 金					
○ ○ ○ ○ ○					
○ ○ ○ ○ ○					
○ ○ ○ ○ ○					
○ ○ ○ ○ ○					
○ ○ ○ ○ ○					
○ ○ ○ ○ ○					
計					

事業主体の住所	町大字	番地	完成予定日	完成状況	工事期日	工事別		工事進捗状況
						受電所設備	送配電設備	
鳥取県知事 石 破 二 朗		高田線設備						
鳥取県知事 石 破 二 朗		低圧線設備						
鳥取県知事 石 破 二 朗								

鳥取県告示第四百八十八号

昭和三十六年度第三次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十六年九月一日から同年十月三十一日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十八条に基づき告示する。

昭和三十六年八月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発 行 所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二二〇円（送料共）